

令和2年6月5日

日本赤十字九州国際看護大学  
学生、教職員 各位

## 新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

5月27日付で皆様にお知らせしましたとおり、さらなる緩和あるいは制限を行う場合に、迅速かつ的確に本学の学生・教職員が感染拡大防止に取り組み行動するための**行動指針**を策定しました。

さて、緊急事態宣言は解除されましたが、福岡県では北九州市を中心に5月23日以降、感染者発生及びクラスター発生の報道がされています。令和2年5月14日に福岡県に対する政府の緊急事態宣言及び福岡県による大学等への休業要請はそれぞれ解除されましたが、今後も感染の第2波に対する警戒を緩めることができない状況であること、6月末まではオンライン授業としていることなどから、引き続き、大学構内への立ち入り自粛を要請しています。

今後も感染予防及び感染拡大防止を図るため、別添「日本赤十字九州国際看護大学「**キャンパスでの新しい生活様式**」及び具体的な行動規範として「**新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策**」を作成しました。

今後、段階的に緩和策を講じる予定ですので、基本的な対策について皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 1. 国の緊急事態宣言及び福岡県の休業要請解除に伴う基本方針

- (1) 令和2年5月15日に案内しましたとおり、行動指針はレベル3「制限(中)」となり、レベル4よりも緩和された行動が可能となりますが、引き続きレベル4の行動制限を維持することとしました。
- (2) 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に注視し、段階的な引き下げについて、**おおむね1週間程度前**に判断します。
- (3) 再度の緊急事態宣言や休業要請がなされた場合や本学の学生・教職員等の感染状況によっては、レベルの引き上げを検討します。

### 2. 各行動について

#### (1) 大学構内立ち入り

現在は、大学構内への立ち入り自粛を要請していますが、6月9日(火)から、以下に該当する場合は立ち入りの一部緩和を行います。

ただし、出校日時等は事前予約制とします。

※問い合わせ先：①は学務課へ電話(0940-36-9552)

②は担当教員へメール

- ① オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合
- ② 卒業・修了年次の学生で就職活動や卒業研究など教職員への学内での相談が必要な場合

## (2) 授業

- ① 令和2年度前期授業については、原則としてオンライン授業を継続します。  
ただし、オンライン授業のみでは技術の習得や技能を身に着けることが困難な実習科目及び技術科目などについては、「3つの密」を回避する対策を講じたうえで、7月から段階的に分散した実施を予定しています。  
実施にあたってのスケジュール及び留意事項などの詳細は、別途お知らせします。
- ② 前期の定期試験については、対面での筆記試験は感染予防の観点から実施しないこととします。定期試験に代わる成績評価方法については、シラバスを参照ください。
- ③ 学生の健康診断は、後期の実習履修の観点から6月29日(月)、30日(火)に学内での実施を予定しています。  
実施にあたってのスケジュール及び留意事項などの詳細は、別途お知らせします。

## (3) 学生の課外活動

引き続き一切の活動を禁止します。

なお、WEBを活用した活動及びコミュニケーションを禁止するものではありません。

## (4) 教職員の勤務体制

在宅勤務や時差出勤を継続し、今後、行動指針の段階的な引き下げとともに、段階的に通常勤務にします。

## (5) その他

- ① 都道府県をまたぐ出張については、その地域の感染状況を十分に踏まえ、出張は慎重に行う。なお、出張の際も、感染防止策を徹底すること。
- ② 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ③ 健康管理表による自己管理を徹底し、感染拡大防止に関する基本的な対策の1に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ④ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、「3つの密」を回避するよう努めること。

日本赤十字九州看護大学  
学長 小松 浩子